

令和 7 年 8 月 19 日

## 都市建設常任委員協議会会議概要

委員長 渡部伸広

副委員長 里村誠悦

**1 開催日時** 令和7年8月19日（火曜日）午前9時58分～午前11時08分

**2 開催場所** 第4委員会室

**3 報告事項**

（1）令和7年第3回定例会提出予定案件

- ①専決処分の報告について
- ②専決処分の報告について
- ③専決処分の報告について
- ④専決処分の報告について
- ⑤専決処分の報告について
- ⑥専決処分の報告について
- ⑦専決処分の報告について
- ⑧専決処分の報告について
- ⑨専決処分の報告について
- ⑩専決処分の報告について
- ⑪専決処分の報告について
- ⑫専決処分の報告について
- ⑬専決処分の報告について
- ⑭専決処分の報告について
- ⑮専決処分の報告について
- ⑯令和6年度青森市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- ⑰令和6年度青森市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- ⑱令和6年度青森市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- ⑲令和6年度青森市自動車運送事業会計決算の認定について

（2）その他

- ①令和6年度包括外部監査結果に対する措置状況について
- ②事故の報告について
- ③事故の報告について
- ④事故の報告について
- ⑤第2回青森市除排雪検討会議の開催概要等について

## ○出席委員

委員長 渡部伸広  
副委員長 里村誠悦  
委員 赤平勇人  
委員 中村美津緒

委員 木戸喜美男  
委員 工藤健  
委員 長谷川章悦  
委員 花田明仁

## ○欠席委員

なし

## ○説明のため出席した者の職氏名

企業局長 館山新  
都市整備部長 中井諒介  
都市整備部理事 土岐政温  
水道部長 館山公  
交通部長 高野雅子  
都市整備部次長 櫻田文明

浪岡振興部次長 鳥谷部稚子  
水道部次長 川上連太郎  
水道部参事 森田新  
水道部参事 森田新  
道路維持課雪対策室長 福永宏治  
関係課長等

## ○事務局出席職員氏名

議事調査課主査 石田彩美

議事調査課主事 笠雄貴

○**渡部伸広委員長** ただいまから、都市建設常任委員協議会を開会いたします。

なお、本日は、所管の報告事項に係る質疑応答のため、鳥谷部浪岡振興部次長が本協議会に出席しております。

それでは、本日の案件に入ります。

令和7年第3回定例会提出予定案件について報告を求めます。なお、質疑については、事前審査とならないようお願いします。

初めに、「専決処分の報告について」報告を求めます。都市整備部長。

○**中井諒介都市整備部長** 令和7年第3回定例会に提出を予定しております事故の和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分について、お手元の資料に基づき、御説明申し上げます。

なお、今回の案件につきましては、本年6月の本常任委員会において、事故の報告をしたものであります。

資料を御覧ください。

事故の発生は、令和7年1月6日月曜日の午前10時頃、市道桜川1号線の桜川三丁目付近におきまして、長さ約50センチメートル、直径約5センチメートルの街路樹の枝が落下し、走行していた車両のボンネット及びフロントガラス下のデッキガーニッシュを損傷させたものであります。

賠償につきましては、双方協議の結果、市は相手方に対し、車両の修理費として7万6362円を負担することで合意し、合意内容について、令和7年7月7日に専決処分をし、同日示談が成立しております。

なお、損害賠償については、市が加入している道路賠償責任保険で対応しております。

報告は以上でございます。

○**渡部伸広委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**渡部伸広委員長** 質疑はないものと認めます。

次に、「専決処分の報告について」は、関連する10件の専決処分について、一括で報告を求める。都市整備部理事。

○**土岐政温都市整備部理事** 令和7年第3回定例会に提出を予定しております事故の和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分10件について、お手元に配付しております資料に基づき、御説明をいたします。

資料1を御覧ください。

事故の発生は、令和5年4月4日、午後1時40分頃に、八重田二丁目の市道八重田原別線において、走行中の車両が道路の穴に落ち、車両の左側前輪タイヤを損傷したものです。

賠償については、双方協議の結果、市は相手方に対し、車両修理費として、2万3470円を負担することで合意し、合意内容について、令和7年8月6日に専決処分

をし、同日示談が成立しております。

資料 2 を御覧ください。

事故の発生は、令和 7 年 3 月 17 日、午後 7 時 30 分頃に、古館一丁目の市道古館 27 号線において、走行中の車両が道路の穴に落ち、車両の左側前輪タイヤを損傷したものです。

賠償については、双方協議の結果、市は相手方に対し、車両修理費及び文書料として 8100 円を負担することで合意し、合意内容について、令和 7 年 8 月 6 日に専決処分をし、同日示談が成立しております。

資料 3 を御覧ください。

事故の発生は、令和 7 年 3 月 18 日、午後 5 時頃に、野木字野尻の市道流通団地線において、走行中の車両が道路の穴に落ち、車両の左側前輪タイヤを損傷したものです。

賠償については、双方協議の結果、市は相手方に対し、車両修理費及び文書料として 5841 円を負担することで合意し、合意内容について、令和 7 年 8 月 6 日に専決処分をし、同日示談が成立しております。

資料 4 を御覧ください。

事故の発生は、令和 7 年 3 月 28 日、午前 9 時 15 分頃に、戸山字荒井の市道造道戸山線において、走行中の車両が道路の穴に落ち、車両の左側前輪タイヤを損傷したものです。

賠償については、双方協議の結果、市は相手方に対し、車両修理費及び文書料として 6744 円を負担することで合意し、合意内容について、令和 7 年 8 月 6 日に専決処分をし、同日示談が成立しております。

資料 5 を御覧ください。

事故の発生は、令和 7 年 4 月 3 日、午前 0 時 30 分頃に、新城字平岡の市道新城平岡 10 号線において、走行中の車両が道路の穴に落ち、車両の左側前輪タイヤを損傷したものです。

賠償については、双方協議の結果、市は相手方に対し、車両修理費として 5192 円を負担することで合意し、合意内容について、令和 7 年 8 月 6 日に専決処分をし、同日示談が成立しております。

資料 6 を御覧ください。

事故の発生は、令和 7 年 4 月 8 日、午前 5 時 20 分頃に、三内字沢部の市道三内沢部 58 号線において、走行中の車両が道路の穴に落ち、車両の左側前輪タイヤを損傷したものです。

賠償については、双方協議の結果、市は相手方に対し、車両修理費及び文書料として 2907 円を負担することで合意し、合意内容について、令和 7 年 8 月 6 日に専決処分をし、同日示談が成立しております。

資料 7 を御覧ください。

事故の発生は、令和7年4月9日、午前4時頃に、三内字稻元の市道西滝15号線において、走行中の車両が道路の穴に落ち、車両の前後輪タイヤを損傷したものです。

ここで、当該資料に誤りがあります。

下段中央の車両の画像で車両の左側に丸印がありますけれども、正しくは、車両の右側を写してそれに丸印をつけるべきでありました。謹んでおわびいたします。

賠償については、双方協議の結果、市は相手方に対し、車両修理費及び文書料として5223円を負担することで合意し、合意内容について、令和7年8月6日に専決処分をし、同日示談が成立しております。

資料8を御覧ください。

事故の発生は、令和7年4月11日、午後7時15分頃に、野木字山口の市道野木21号線において、走行中の車両が道路の穴に落ち、車両の右側前輪タイヤを損傷したものです。

賠償については、双方協議の結果、市は相手方に対し、レッカー作業料、車両修理費及び文書料として1万5360円を負担することで合意し、合意内容について、令和7年8月6日に専決処分をし、同日示談が成立しております。

資料9を御覧ください。

事故の発生は、令和7年4月17日、午後7時35分頃に、合子沢字山崎の市道合子沢11号線において、走行中の車両が道路の穴に落ち、車両の右側前後輪タイヤ及びホイールを損傷したものです。

賠償については、双方協議の結果、市は相手方に対し、車両修理費及び文書料として4万3480円を負担することで合意し、合意内容について、令和7年8月6日に専決処分をし、同日示談が成立しております。

資料10を御覧ください。

事故の発生は、令和7年5月7日、午後8時52分頃に、御町の市道中央卸売市場1号線において、走行中の車両が道路の穴に落ち、車両の左側前輪タイヤを損傷したものです。

賠償については、双方協議の結果、市は相手方に対し、車両修理費及び文書料として6942円を負担することで合意し、合意内容について、令和7年8月6日に専決処分をし、同日示談が成立しております。

なお、損害賠償については、市が加入している保険で対応しております。

専決処分の御報告につきましては、以上であります。

**○渡部伸広委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。工藤委員。

**○工藤健委員** 幾つも事故があつて、賠償額にはらつきがあるんですけれども、これは損傷の程度に応じてなのか全額負担しているのか、その辺を教えていただけますか。

○渡部伸広委員長 都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 それぞれの事故の過失割合のことだと思いますけれども、これは当日の時間帯——例えば未明と言いますか、お日様が出る前であったり、雨が降って視界がちょっとよくない天候とか、そういうことも考慮しながら、相手方と市の——代理している保険屋とで協議して、過失割合を決めている状況であります。

〔工藤健委員「分かりました」と呼ぶ〕

○渡部伸広委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「専決処分の報告について」は、関連する4件の専決処分について、一括で報告を求めます。浪岡振興部次長。

○鳥谷部稚子浪岡振興部次長 令和7年第3回定例会に提出を予定しております事故の和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分について御説明申し上げます。

資料1を御覧ください。

事故の発生は、令和7年4月18日金曜日、午後6時頃、浪岡女鹿沢地区の市道花岡大釈迦線において、個人所有の軽自動車が花岡方面から大釈迦方面へ走行していたところ、道路の穴に落ち、左側前輪及び左側後輪タイヤを損傷させたものであります。

この賠償につきまして、双方協議の結果、市は相手方に対し、車両修理費及び交通費として1万7260円を負担することで合意したことから、令和7年7月28日に専決処分をし、同日示談が成立しております。

次に、資料2を御覧ください。

事故の発生は、令和7年4月18日金曜日、午後9時頃、浪岡女鹿沢地区の市道花岡大釈迦線において、個人所有の軽自動車が花岡方面から大釈迦方面へ走行していたところ、道路の穴に落ち、左側前輪タイヤ及びホイール並びに左側後輪タイヤを損傷させたものであります。

この賠償につきまして、双方協議の結果、市は相手方に対し、車両修理費として4万4000円を負担することで合意したことから、令和7年7月28日に専決処分をし、同日示談が成立しております。

次に、資料3を御覧ください。

事故の発生は、令和7年4月20日日曜日、午前9時頃、浪岡女鹿沢地区の市道花岡大釈迦線において、個人所有の軽自動車が花岡方面から大釈迦方面へ走行していたところ、道路の穴に落ち、左側前輪及び左側後輪タイヤを損傷させたものであります。

この賠償につきまして、双方協議の結果、市は相手方に対し、車両修理費として1万6544円を負担することで合意したことから、令和7年7月28日に専決処分を

し、同日示談が成立しております。

次に、資料4を御覧ください。

事故の発生は、令和7年4月19日土曜日、午後6時15分頃、浪岡前田地区の市道浅井野脇線において、個人所有の軽自動車が青森空港方面から浪岡八幡宮方面へ走行していたところ、道路の穴に落ち、左側前輪のタイヤを損傷させたものであります。

この賠償につきまして、双方協議の結果、市は相手方に対し、車両修理費、代車費用、レッカー作業料及び交通費として4万9170円を負担することで合意したことから、令和7年8月7日に専決処分をし、同日示談が成立しております。

なお、損害賠償については、市が加入している道路賠償責任保険で対応しております。

専決処分の報告につきましては、以上でございます。

○渡部伸広委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「令和6年度青森市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」報告を求める。水道部長。

○館山公水道部長 令和7年第3回市議会定例会に提出を予定しております令和6年度青森市水道事業会計剰余金の処分及び同会計決算の概要につきまして、御説明いたします。

まず、資料1を御覧ください。

令和6年度の取組実績の概要となっております。主なものといたしまして、Iの「安定した給水の確保」では、漏水対策事業として配水管の路面音聴調査を362.4キロメートルで実施するなど、漏水の早期発見に努めてきたところであります。

またIIの「良質でおいしい水の供給」では、配水管整備事業として、1万3871メートルの老朽管の布設替えを行うなど、資料記載のとおり様々な事業に取り組んだところであります。

次に、資料2の財政収支に関する主な指標について御説明いたします。

グラフにあります「①給水人口」につきましては、本市の人口推移と同様に年々減少しております、これに連動して右側の「③年間有収水量」、「④水道料金収入」も、年平均1%台の減少が続いている状況です。

続きまして、決算の概要について、資料3の決算（見込）総括表により御説明いたします。

初めに、収益的収支についてであります。

左側上段の収益的収入についてでありますが、営業収益のうち、水道料金につきましては、ただいま御説明いたしましたとおり給水人口の減少に伴い減少しており、収入額は51億3618万4000円で受託工事収益、その他の営業収益を合わせた水色

の営業収益の計は 54 億 3034 万 9000 円となりました。

次に、営業外収益につきましては、一般会計補助金——これは職員の児童手当等に係る繰入金等であります、それと県補助金などで計 2 億 8854 万 2000 円となり、黄色の経常収益計は 57 億 1889 万 1000 円となりました。

特別利益につきましては 185 万 1000 円で、この結果、緑色の収益的収入の合計は 57 億 2074 万 2000 円となりました。

次に、表右側上段の収益的支出についてであります。

まずは、営業費用について主なものを御説明いたします。

職員給与費につきましては、12 億 373 万 7000 円で、給与改定などにより増となっております。

動力費につきましては 1 億 8686 万 4000 円で、配水所の使用電力量の増加に伴う増、その他物件役務費につきましては 11 億 6799 万 1000 円で、内訳は備考欄に記載のとおりの委託料、負担金などであります。

この結果、水色の営業費用の計は 51 億 9071 万 5000 円となりました。

次に、営業外費用につきましては、支払い利息が 1 億 9692 万 9000 円、その他営業外費用が 492 万 4000 円、合計で 2 億 185 万 3000 円となりました。

特別損失につきましては 1441 万 6000 円で、この結果、緑色の収益的支出の合計は 54 億 698 万 4000 円で、これにより、左側中段にありますオレンジ色の収支差引きは前年比 1 億 7004 万 6000 円マイナスの 3 億 1375 万 8000 円となり、同額をピンク色の当年度純利益に計上することとなりました。

この当年度純利益であります、資本的支出の財源とするため、青森市公営企業の設置に関する条例第 11 条の規定に基づき、全額を減債積立金へ積み立てる予定であります。

次に、表の下段の資本的収支について御説明いたします。

まず、右側の資本的支出ですが、建設改良費につきましては配水管更新費等で 17 億 4585 万 7000 円、これに企業債償還金 8 億 6659 万 3000 円、他会計貸付金として下水道事業会計への貸付け 10 億円を加えました緑色の資本的支出の合計は 36 億 1245 万円となりました。

次に、左側の資本的収入であります、企業債につきましては 7 億円、これに負担金 2261 万円と補助金、加入金を加えました緑色の資本的収入の合計は 7 億 8752 万 5000 円となりました。

この結果、オレンジ色の収支差引きにつきましては 28 億 2492 万 5000 円の不足額が生じましたので、その下に記載の過年度損益勘定留保資金 23 億 4112 万 2000 円、減債積立金 4 億 8380 万 3000 円により補填したところであります。

以上が決算の概要となります。

次に、資料 4 の「令和 6 年度青森市水道事業会計剰余金の処分案について」であります、表下段の資本にあります利益剰余金の欄を御覧ください。

前年度決算で減債積立金に積み立てておりました 4 億 8380 万 3561 円を企業債の償還に充てておりましたが、公営企業の会計上、使用した減債積立金相当額を矢印①のとおり未処分利益剰余金に一旦振替し、その後矢印②のとおり自己資本金に組み入れるものであります。

この未処分利益剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により議会の議決が必要でありますことから、決算の認定と同一議案として議会に提案するものであります。

水道事業会計については以上であります。

○渡部伸広委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「令和 6 年度青森市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」報告を求めます。水道部長。

○館山公水道部長 令和 6 年度青森市下水道事業会計剰余金の処分及び同会計決算の概要について、御説明いたします。

まず資料 1 を御覧ください。

主な取組といたしまして、Ⅰの「将来を見据えた下水道事業経営の健全化」の消化ガス売却収入といたしまして 4208 万 6000 円の決算額を記載しておりますが、汚水の処理過程において発生するバイオガスの一種である消化ガスの有効利用を図ることにより、再生可能エネルギーの利用普及と温室効果ガス排出量の削減に努めたところであります。

また、Ⅱの「下水道整備の最適化・平準化」では、公共下水道汚水処理施設整備事業として、公共下水道未普及地域で 961 メートルの汚水管路の新設工事を行うなど、資料記載の様々な事業に取り組んだところであります。

次に、資料 2 の財政収支に関する主な指標について御説明いたします。

「①水洗化人口」につきましては、先ほどの給水人口同様に、本市の人口減少に伴い年々減少傾向にあり、これに連動して「③年間有収水量」、「④下水道使用料収入」も減少が続いている状況です。

続きまして、資料 3 の決算（見込）総括表により御説明いたします。

初めに、収益的収支についてであります。

左側上段の収益的収入についてであります。営業収益のうち、下水道使用料につきましては、ただいま御説明いたしましたとおり水洗化人口の減少に伴い減少しており、収入額は 39 億 731 万 2000 円で、雨水処理負担金、積雪融雪処理槽負担金、その他営業収益を合わせた水色の営業収益の計は 48 億 9453 万 4000 円となりました。

次に、営業外収益につきましては、受取利息、一般会計補助金など計 32 億 5464 万 4000 円となりました。

特別利益につきましては、令和5年度末までに収益化できなかった過年度分の長期前受金戻入額1億3086万円で、この結果、緑色の収益的収入の合計は82億8003万8000円となりました。

次に、表右側上段の収益的支出についてであります。

まず、営業費用につきましては、職員給与費5億2418万2000円、委託料5億1106万円など63億9529万6000円となっており、営業外費用につきましては、支払い利息5億8983万円、その他営業外費用が4371万8000円で合計6億3354万8000円、黄色の経常費用計は70億2884万4000円となりました。

特別損失2億2812万7000円につきましては、令和5年度における長期前受金戻入を修正したものや過年度の下水道使用料の調定更正などによる過年度損益修正損でございます。

この結果、緑色の収益的支出の合計は72億5697万1000円となりました。

これにより、左側中段にありますオレンジ色の収支差引きは、前年度比3億4825万7000円マイナスの10億2306万7000円となり、同額をピンク色の当年度純利益に計上することとなりました。

この当年度純利益でありますと、資本的支出の財源とするため、青森市公営企業の設置に関する条例第11条の規定に基づき、減債積立金へ積み立てる予定であります。

次に、下段の表の資本的収支について御説明いたします。

まず、右側の資本的支出でありますが、建設改良費11億105万6000円につきましては、管渠の新設や改築、浄化センター設備の改築などに支出したもので、これに企業債償還金72億9264万2000円を加えた緑色の資本的支出の合計は83億9369万8000円となりました。

次に、左側の資本的収入でありますが、企業債につきましては、建設改良債から借換債までの計で31億7250万円、これに建設改良費の財源となります国・県補助金4億1330万5000円と企業債の元金分・建設改良費雨水分である一般会計補助金8億2519万6000円、受益者負担金・分担金を加えた緑色の資本的収入の合計は44億2451万6000円となりました。

この結果、オレンジ色の収支差引きにつきましては、39億6918万2000円の不足額が生じましたので、その下に記載の当年度損益勘定留保資金4億6636万4000円、減債積立金13億7132万4000円により補填しております。

なお、一番下のピンク色の部分でありますが、補填後の収支差引きで21億3149万4000円の不足となっておりますが、健全化法、いわゆる地方公共団体の財政の健全化に関する法律によるところの資金不足額は生じておりません。

次に、資料4の「令和6年度青森市下水道事業会計剰余金の処分案について」でありますと、表下段の資本にあります利益剰余金の欄を御覧ください。

前年度決算で減債積立金といたしました13億7132万4211円を使用して令和6

年度に企業債を償還いたしましたが、公営企業の会計上、使用した減債積立金相当額を矢印①のとおり未処分利益剰余金に一旦振替し、その後矢印②のとおり自己資本金に組み入れるものであります。

この未処分利益剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決が必要でありますことから、決算の認定と同一議案として議会に提案するものであります。

下水道事業会計については以上でございます。

○**渡部伸広委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。赤平委員。

○**赤平勇人委員** すみません、ちょっと素人的な質問になってしまふかと思うんですけれども、下水道の決算について、先ほどの水道事業会計で10億円を下水道のほうに貸付けしている。今回の収支差引きだと、それを考えると、結構ぎりぎりのかなと思うんですが、例えば今後、水道会計からの貸付金をさらに増やすだとか、そういうことというのは、今後どういうふうになっていくんですか。

○**渡部伸広委員長** 水道部長。

○**館山公水道部長** 現時点では想定はしていないんですけども、可能性としてないこともないという状況です。

現在、今あるキャッシュの中で回しながら、基本的には短期で回収できるものがほとんどですので、例えば公債費の償還額が大きい月などには一時借入れして、短期で返すという、その繰り返しになっていくこととなる予定ですので、今現在で長期で大きい金額を借入れするという予定にはなっておりません。

すみません、補足で担当課長から。

○**渡部伸広委員長** 水道部参事。

○**森田新水道部参事** 私ども令和5年度に地方公営企業法を全部適用して、その際に5年とかの経営戦略をつくっています。

御存じのとおり資金繰りが厳しいので、その計画の中で今回は令和6年度——今、部長がお話ししましたとおり、水道事業会計から10億円ということです。

そのほかに令和8年、9年、10年と、また資金繰りが苦しい状況になりますので、これはまだどこの会計から借りるかは決まっていないんですが、それぞれ合計5億円、5億円、7億円ということで、今後、令和8年、9年、10年の3か年で17億円程度の他会計からの貸付金ということは計画上見込んでおります。水道事業会計からは今、部長が言ったとおり、令和6年度で終わりになります。

その辺の計画を返済していくってということで、令和19年くらいまでには解消できるというような計画になっております。

○**渡部伸広委員長** ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**渡部伸広委員長** なければ、質疑はこれにて終了します。

次に、「令和6年度青森市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」報告を求めます。水道部長。

○館山公水道部長 令和6年度青森市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び同会計決算の概要につきまして、御説明いたします。

まず資料1を御覧ください。

先ほど御説明いたしました下水道事業と同じ資料となりますので、右下の赤色の枠内を御覧ください。

主な取組状況といたしまして、農業集落排水施設運営管理事業・処理施設整備事業として、施設の維持管理や、マンホールポンプ改築工事のための詳細設計に取り組んだところであります。

次に、資料2の財政収支に関する主な指標について御説明いたします。

「①水洗化人口」につきましては、年々微増ですが増加してきているのに対しまして、「③年間有収水量」、「④農業集落排水施設使用料収入」は、増減を繰り返しながらも減少傾向にあります。

続きまして、決算の概要について、資料3の決算（見込）総括表により御説明いたします。

初めに、収益的収支についてであります。

左側上段の収益的収入についてであります、営業収益のうち農業集落排水施設使用料につきましては、ただいま御説明いたしましたとおり減少しており、収入額は7366万6000円で、その他営業収益を合わせた水色の営業収益の計は7369万7000円となりました。

次に、営業外収益につきましては、分流式下水道の繰出基準分などであります一般会計補助金（基準内）など計2億8728万4000円となり、黄色の経常収益計は3億6098万1000円で、緑色の収益的収入の合計も同額となっております。

次に、表右側上段の収益的支出であります、まずは営業費用について主なものを御説明いたします。

修繕料1108万3000円につきましては、浪岡野沢処理場や孫内地区処理場の機器の故障等に関する修繕、委託料3933万9000円については、汚泥運搬業務や処理施設の運転管理業務、マンホールポンプ清掃管理業務等に係る委託料となっております。

その他営業費用につきましては331万5000円で、内訳は備考欄に記載のとおり通信運搬費、材料費などであります。

この結果、水色の営業費用の計は2億7739万5000円となりました。

次に、営業外費用につきましては、支払い利息、その他営業外費用、合計で2725万円となり、黄色の経常費用計3億464万5000円に特別損失を加えた緑色の収益的支出の合計は3億468万円となりました。

これにより、左側中段にありますオレンジ色の収支差引きは、前年度比208万8000

円マイナスの 5630 万 1000 円となり、同額をピンク色の当年度純利益に計上することとなりました。

この当年度純利益であります、資本的支出の財源とするため、青森市公営企業の設置に関する条例第 11 条の規定に基づき、減債積立金へ積み立てる予定であります。

次に、表の下段の資本的収支について御説明いたします。

まず、右側の資本的支出であります、建設改良費 293 万 6000 円は農業集落排水施設調査計画策定業務委託費であり、これに企業債償還金 2 億 5669 万 2000 円を加えた緑色の資本的支出の合計は 2 億 5962 万 8000 円となりました。

次に、左側の資本的収入についてであります、企業債につきましては、建設改良債から借換債までの計で 1 億 1360 万円、これに建設改良費の財源となります国・県補助金 150 万円を加えた緑色の資本的収入の合計は 1 億 1510 万円で、この結果、オレンジ色の収支差引きにつきましては 1 億 4452 万 8000 円の不足額が生じましたので、その下に記載の当年度損益勘定留保資金 3956 万 3000 円、減債積立金 5838 万 9000 円により補填いたしております。

なお、一番下のピンク色の部分であります、補填後の収支差引きで 4657 万 6000 円の不足となっているものの、健全化法によるところの資金不足額は生じておりません。

次に、資料 4 の「令和 6 年度青森市農業集落排水事業会計剰余金の処分案について」であります、表下段の資本にあります利益剰余金の欄を御覧ください。

前年度決算で減債積立金といたしました 5838 万 8699 円を使用して令和 6 年度に企業債を償還いたしましたが、公営企業の会計上、使用した減債積立金相当額を矢印①のとおり未処分利益剰余金に一旦振替し、その後矢印②のとおり自己資本金に組み入れるものであります。

この未処分利益剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により議会の議決が必要でありますことから、決算の認定と同一議案として議会に提案するものであります。

農業集落排水事業会計につきましては以上でございます。

○渡部伸広委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「令和 6 年度青森市自動車運送事業会計決算の認定について」報告を求めます。交通部長。

○高野雅子交通部長 令和 7 年第 3 回定例会に提出を予定しております令和 6 年度青森市自動車運送事業会計決算の概要につきまして、御説明いたします。

それでは、事業の概況につきまして、資料①「令和 6 年度 青森市自動車運送事業の主な取組実績について（概要）」で御説明させていただきます。

令和6年度につきましては、昨年度同様、バス交通を将来にわたって維持していくための中長期的な経営の基本計画であります「青森市自動車運送事業経営戦略（2021－2030）」に基づき、「1 高い安全意識を持ち、安全・安心なサービスを提供します」をはじめ、資料記載の4つの経営方針の下、一層の経営改善に取り組みました。

まず、経営戦略における取組の主なものといたしまして、1の「安全で信頼のあるサービスの提供」につきましては、バリアフリー化の推進として、障害のある方や高齢者など、バスの乗降に不安を抱える方々が安心してバスを利用できるよう車両の更新に合わせ、大型ノンステップバス5両を導入したほか、定時性の確保として、季節ごとの環境の変化に対応した2シーズン制ダイヤを実施しました。

次に、2の「ニーズに対応したサービスの提供」につきましては、ＩＣＴを活用したサービス向上として、令和5年3月から本格運用を開始いたしましたバスロケーションシステムと、スマートフォン用時刻表「あおもりマイ時刻表」のサービス等を引き続き提供しながら、利便性の向上を図りました。

次に、3の「効率的で持続性のある経営基盤の構築」につきましては、「経費の抑制」、「広告事業等の強化」、「民間活力の活用推進」、「人材確保策の強化」に取り組みました。

また、4の「市民に支えられる社会性の向上」につきましては、モビリティマネジメントの推進として、市営バスの利用促進に向けたバスの乗り方教室を開催したほか、市内のイベントへの参加等により、市営バスへの愛着醸成に取り組みました。

次に、資料②「令和6年度 青森市自動車運送事業会計 決算（見込）総括表（税抜）【前年度比較】」を御覧ください。

初めに、資料の左側上段に記載しております事業概況について御説明いたします。

市営バスでは、利用者ニーズに沿った効率的なダイヤ編成に努めており、令和6年度におきましては、夏ダイヤが137ダイヤ、冬ダイヤが135ダイヤとなりました。

路線数は、前年度と同数の17路線、平日1日当たりの運行便数は、夏ダイヤが871便、冬ダイヤが873便で運行を行いました。

輸送人員につきましては、650万8591人となり、前年度比17万7477人、2.8%増となりました。

次に、資料中段に記載しております収益的収支の欄を御覧ください。

まず、「（ア）営業収益」のうち、運送収益につきましては、19億5323万6000円となりました。

収益増の主な要因といたしましては、コロナ禍からの回復基調にありました輸送人員が令和5年度に比べ増となったことに伴い、乗車料収入が増加したことなどによるものであります。

運送雑収益につきましては、広告料収入が3898万5000円、雑収益はJRバス東北などからの定期券販売手数料や払戻手数料などになりますが、104万5000円とな

り、運送収益と運送雑収益を合わせた「営業収益計①」は、19億9326万6000円となりました。

「(イ) 営業外収益」につきましては、一般会計からの補助金や長期前受金戻入などになりますが、令和5年度から始まりました定年の段階的引上げにより、令和5年度はいなかつた退職者が令和6年度は7名となり、他会計補助金が増加したことなどに伴い、「営業外収益計②」といたしましては、3億3033万8000円となりました。

その結果、「経常収益計③」は、23億2360万4000円となりました。

「(ウ) 特別利益」につきましては、1億1688万円となり、経常収益に特別利益を加えた「事業収益計⑤」は、24億4048万4000円となりました。

続きまして、右側の収益的支出の欄を御覧ください。

「(エ) 営業費用」のうち、職員給与費については、13億50万6000円で、給与改定などにより増となりました。

経費のうち動力・燃料・油脂費につきましては、軽油等の燃料単価の上昇、部品費・材料費・外注修繕費につきましては、原材料の高騰により部分品費が増となつたこと、その他におきましては、光熱水費や施設損害保険料の増などに伴い、それぞれ増加し、経費につきましては、「小計⑦」のとおり7億5431万円となりました。

「減価償却費⑧」につきましては、2億8599万9000円となり、「営業費用計⑨」は23億4081万5000円となりました。

次に、「(オ) 営業外費用」については、支払い利息が398万7000円、その他が2181万円となり、「営業外費用計⑩」は2579万7000円となりました。

その結果、「経常費用計⑪」は23億6661万2000円となりました。

「(カ) 特別損失」は、バスカード返却に伴う払戻金などですが、129万円となり、経常費用に特別損失を加えました「事業費用計⑬」は、23億6790万2000円となりました。

その結果、資料左側の収益的収入の表の下の「(キ) 純損益」につきましては、「事業収益計⑤」から右側の下の「事業費用計⑬」を差し引きました「(キ) 純損益」は、7258万2000円の純利益を計上することとなり、その下の「(ク) 累積欠損金」は29億3178万2000円となったものであります。

なお、「(ク) 累積欠損金」の下に記載しております企業債（3条なお書き）についてですが、新型コロナウィルス感染症の影響による減収に伴う資金不足に対応するための特別減収対策企業債の制度が令和5年度で廃止されましたことから、令和6年度の借入れはありませんでした。

次に、資本的収支について御説明いたします。まず、下段の表、右側の資本的支出を御覧ください。

建設改良費は、大型ノンステップバスの導入及び地下タンク改修工事、空調設備設置工事などを行い1億3097万1000円、企業債償還金は2億2960万8000円とな

りました。

投資は、大型ノンステップバス導入に伴う車両リサイクル券の購入分になりますが、13万6000円となりました。

他会計長期借入金返還金は、平成18年度と平成20年度に一般会計から借入れいたしました運転資金の返還分になりますが、令和4年度から令和23年度まで、毎年4625万円を返還することとしております。

この結果、「(B) 資本的支出合計」は4億696万5000円となりました。

これに対する資本的収入については、ただいま御説明いたしました支出の財源となります企業債が1億4060万円、国庫補助金、県補助金が280万円、他会計補助金が2億2990万5000円となっており、これらと投資を合わせた一番下の「(A) 資本的収入合計」は3億7366万7000円となりました。

これらの結果、地方公共団体の財政の健全化に関する法律における令和6年度の資金不足額は1億1859万9000円となり、資金不足比率は5.9%となりました。

自動車運送事業会計につきましては以上でございます。

○渡部伸広委員長　ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長　質疑はないものと認めます。

以上で、令和7年第3回定例会提出予定案件についての報告を終わります。

次に、その他の報告を求めます。

初めに、「令和6年度包括外部監査結果に対する措置状況について」報告を求めます。都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長　令和6年度包括外部監査結果に対する措置状況について、御説明いたします。

お手元の資料の1ページを御覧ください。

令和6年度の包括外部監査につきましては、監査のテーマを「市営住宅に関する財務事務の執行について」として実施され、去る3月26日に包括外部監査人から監査結果が報告されました。

その指摘事項及び意見につきましては、本年4月21日開催の本常任委員協議会において御報告いたしましたが、「(3) 指摘事項及び意見」のとおり、本市において措置することが必要であると判断された指摘事項が28件、改善を要望するという趣旨の意見が64件ありました。

この監査結果を受けまして、都市整備部住宅政策課及び浪岡振興部都市整備課において検証作業等を行い、措置の状況を取りまとめましたので、その概要を御説明いたします。

2ページ目を御覧ください。

「2 指摘事項への対応」について、まず、「(1) 対応方針区分」でありますが、記載のとおり、是正、改善、改善検討、相違と大きく4つに分類しており、「(2)

対応方針別件数」であります、是正が 19 件、改善が 9 件で、その全てが個別改善となっております。なお、改善検討及び相違はありませんでした。

3 ページ目を御覧ください。

「3 意見への対応」について、「(2) 対応方針別件数」であります、改善が 64 件で、その全てが個別改善となっております。なお、改善検討及び相違はありませんでした。

御説明は以上であります、詳細につきましては、資料「令和 6 年度包括外部監査結果に対する措置状況報告書」を御参照くださるようお願ひいたします。

なお、この措置状況につきましては、本日、総務企画常任委員協議会においても御報告しております。

また、講じた措置につきましては、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき監査委員に通知いたしました。監査委員におきましては、同項の規定により、当該通知に係る事項を公表しなければならないこととされておりのことから、市民の皆様には、各支所・市民センター等において縦覧に供するほか、市ホームページに掲載することとしております。また、このことについては、広報あおもり 9 月号でもお知らせする予定としております。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「事故の報告について」報告を求めます。都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 維持管理作業中に発生した事故につきまして、御報告いたします。

お手元の資料を御覧ください。

事故の発生は、令和 7 年 7 月 7 日月曜日、午後 2 時頃、青森市大字油川字岡田にあります水路におきまして、本市職員がチェーンソーを使用して雑木を切断していましたところ、切断された木が隣接する民地側へ倒れ込み、柵に接触した事故であります。

幸いにも、この事故による人的被害はありませんでした。

事故の発生状況といたしましては、水路敷の雑木が民地側ではなく、対岸の空地側へ倒れるよう切断しておりましたが、切断後に雑木が想定外の方向へ傾いたことにより事故が発生したものであります。

事故発生当日は、所有者の方が不在だったため、電話にて事故の発生及び被害状況を報告し、7 月 14 日に現地で立会いを行い、破損箇所の修復に向け、現在、所有者と協議しているところであります。

今後の事故再発防止対策といたしましては、複数の作業員で立木のある斜面形状や倒木方向等の確認を行い、現場に応じた作業内容を十分検討した上で作業を実施

することとし、安全管理の徹底と事故の再発防止に向けて努めてまいります。

報告は以上でございます。

○**渡部伸広委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**渡部伸広委員長** 質疑はないものと認めます。

次に、「事故の報告について」報告を求めます。都市整備部長。

○**中井諒介都市整備部長** 維持管理作業中に発生した事故につきまして、御報告申し上げます。

お手元の資料を御覧ください。

事故の発生は、令和7年6月25日水曜日、午後2時頃、青森市大字筒井字ハツ橋にあります水路におきまして、本市職員が肩掛け式草刈り機により草刈り作業を行っていたところ、小石が飛散し、隣接する住宅の窓ガラスを破損した事故であります。

幸いにも、この事故による人的被害はありませんでした。

草刈り作業に伴う事故防止につきましては、住宅や駐車場などが近接している場所では、小石等の飛散防止対策といたしまして、シートなどで保護しながら作業を行っておりましたが、当該箇所におきましては、水路と住宅の窓ガラスとの間に高さ約60センチメートル程度のブロック塀があったことから、飛散の可能性は低いものと判断してしまい、飛散防止対策を行っていなかったものであります。

現在は、破損箇所の修復に向け、所有者と協議しているところであります。

今般の件を踏まえまして、今後の草刈り作業におきましては、確実に飛散防止対策を行うことを徹底してまいります。

報告は以上でございます。

○**渡部伸広委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**渡部伸広委員長** 質疑はないものと認めます。

次に、「事故の報告について」報告を求めます。都市整備部理事。

○**土岐政温都市整備部理事** 市道の破損に起因して発生した事故1件について、御報告申し上げます。

資料を御覧ください。

事故の発生は、令和7年7月18日、午前10時50分頃に、三内字沢部の市道三内沢部58号線において、走行中の車両が道路の穴に落ち、車両の左側前輪タイヤを損傷したものです。

なお、今回の事故については、幸いが人はなく、補償については、市が加入しております保険の引受会社と協議をしながら相手方と交渉中であります。

これまで、道路破損箇所の早期発見・早期補修については、道路維持課職員のパトロールや職員総パトロール制度により、適宜、実施体制を構築しておりますほ

か、市ホームページ上におきまして、広く市民の皆様に情報提供の御協力を呼びかけているところであります。今後とも、より迅速な対応を行い、事故の未然防止を図るよう努めてまいります。

事故の報告につきましては、以上であります。

○**渡部伸広委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。赤平委員。

○**赤平勇人委員** ちょっと確認なんですけれども、この事故の場所は、先ほどの専決処分の報告の中で、たしか三内沢辺のところがあったと思うんですけれども、ほとんど同じ箇所ということじゃないでしょうか。

○**渡部伸広委員長** 都市整備部理事。

○**土岐政温都市整備部理事** 場所につきましては、ほぼ同じ場所であります。

○**渡部伸広委員長** 赤平委員。

○**赤平勇人委員** 専決処分の報告は4月8日に事故が発生して、その後、穴を埋めているということなんですけれども、またここで起きたというのは施工が甘かったのかと思うんですけれども、そこの認識は。

○**渡部伸広委員長** 都市整備部理事。

○**土岐政温都市整備部理事** 担当課からお答えします。

○**渡部伸広委員長** 道路維持課長。

○**葛原積範道路維持課長兼道路補修事務所長** 道路維持課長の葛原です。

今お話がありましたとおり4月8日に事故があつて、すぐに一旦、常温合材で埋めたんですけども、その前に側溝があつて、そこから水たまりになつていて、大型トラック等も走るので、ここの側溝から水があふれてたまつてたので、ちょっと剥離してしまつて、今回の事故が起きた後に、側溝のところをしゅんせつして詰まりを解消して、水はけをよくしていくという。ちょうどここに水がたまつていて、そこで剥離してしまつたということになりました。

○**渡部伸広委員長** 赤平委員。

○**赤平勇人委員** 同じ年に同じ場所で事故があるというのは、やっぱりそれはちゃんと、こういう破損が起きないような修理なり施工をやっていかないといけないと思うので、そこは十分注意していただきたいと思います。

○**渡部伸広委員長** ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**渡部伸広委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「第2回青森市除排雪検討会議の開催概要等について」報告を求めます。都市整備部理事。

○**土岐政温都市整備部理事** 第2回青森市除排雪検討会議の開催概要等について、御報告申し上げます。

資料を御覧ください。

「1 第2回青森市除排雪検討会議の開催概要」であります。

会議は、令和7年7月17日木曜日の13時から市役所本庁舎の2階庁議室で行いました。

会議では、気象専門の委員から本市の冬期間における気象分析の結果について御説明いただいたほか、除排雪事業者、福祉のそれぞれの分野の委員から雪に関する取組等について御紹介いただきました。

また、事務局からは、本年5月に実施した除排雪事業者へのヒアリング内容を踏まえた除排雪業務契約事業者の業種別構成比やオペレーター数の推移のほか、流・融雪溝の整備概要や市教育委員会と連携した通学路除排雪に関する取組、除雪延長や除排雪使用重機、作業出動基準など除排雪実施体制に関する他都市との比較などについて説明いたしました。

委員からは、「雪の質が重くなってきており、除排雪をはじめ、高齢化により屋根の雪下ろしが難しい状況になってきているのではないか」、「市が持っている雪に関するデータや情報などをもっと市民に幅広く周知する必要があり、共通認識を振り返ることが第一歩になるではないか」、「将来を担っていく子供たちがボランティアに目覚めて雪片付けを一生懸命手伝ってもらえるような子供を育てていくことが、力を合わせて雪と向き合う要素になるのではないか」、「通学路の除排雪について学校運営協議会の枠組みが市は充実しているので、市教育委員会と連携することで地域を動かすような仕組みになになるのではないか」など、様々な視点から御意見をいただきました。

明後日の8月21日木曜日には、第3回除排雪検討会議の開催を予定しており、引き続き委員の皆様から御意見を伺い、これまでの会議資料や御議論いただいた内容などを取りまとめる予定としております。

本市といたしましては、これらを踏まえ、除排雪事業の課題解決に向けた取組や、その実施時期等を検討することとしており、持続可能な除排雪体制の構築につなげてまいります。

資料2枚目を御覧ください。

次に、「2 令和7年度除排雪事業実施計画策定に向けたスケジュール」であります。

初めに、「(1) 計画策定の目的」であります。

青森市市民とともに進める雪処理に関する条例第2条第3項に定める事業計画として策定するものであり、冬期間における都市機能の維持及び道路交通の確保と市民生活の安定を目指して、国・県・市並びに市民・事業者が互いに連携・協議しながら、効果的・効率的な除排雪作業を実施するための基本方針として定めるものであります。

次に、「(2) 計画策定のスケジュール」であります。

令和7年度の除排雪事業実施計画の策定に当たりましては、本年5月に令和7年

度除排雪事業に向けた事前調査といったしまして、令和6年度の除排雪作業委託事業者に対して、昨冬における除排雪作業や今冬における除排雪体制等の状況についての聞き取りを実施しております。

今後は、8月に東青除排雪協会と除排雪対策事業等についての意見交換会を実施し、10月には、今冬の除排雪作業委託予定事業者との意見交換及び青森市町会連合会と今冬の除排雪作業計画等の意見交換などを行いながら、実施計画の策定を進め、本委員会の委員の皆様に御報告した上で、11月1日に今冬の除排雪事業実施計画を策定・公表する予定としております。

最後に、「(3)『豪雪災害白書』等との関係性」であります。

本日午後の雪対策特別委員会におきまして総務部から説明があります豪雪災害白書(案)でお示しする今後の方向性及び明後日の8月21日に開催予定の第3回除排雪検討会議での御意見を踏まえて検討いたします雪に関する取組のうち、今年度実施する取組につきましては、令和7年度除排雪事業実施計画に反映することとしております。

資料3枚目を御覧ください。

青森市除排雪検討会議と青森市豪雪災害白書との関係性及び今後の施策展開について図化したものであります。

資料上段の青森市除排雪検討会議では、背景のところに記載のとおり「少子高齢化、人口減少(流出)、担い手不足」、「地域コミュニティや共助体制の弱体化傾向」、「近年の降雪傾向の変化をはじめとする気候変動」などを踏まえて、本市の除排雪について御意見を伺い、目的の次に記載のとおり持続可能な除排雪体制の構築に向けた検討を行うこととして進めてきたところであります。

次に、資料下段の青森市豪雪災害白書は、背景のところに記載のとおり昨年度の年末年始の記録的な豪雪災害により、市民生活に多大な影響を及ぼしたこと、また、これまでの本市の雪対策について、改めて検証が必要であることなどを踏まえて、右の目的の欄に記載のとおり本市における今後の雪対策に係る方向性などについて整理したものであります。

それぞれ検討した施策につきましては、短期、中長期など実施時期を整理した上で、実施可能な施策は、当該年度の除排雪事業実施計画に位置づけることとし、除排雪体制や雪処理の方向性に大きな変更が生じる取組等については、雪対策基本計画の見直し等を行い、施策の進捗管理を行うこととしております。

御報告は以上でございます。

**○渡部伸広委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。赤平委員。

**○赤平勇人委員** あさっての8月21日が第3回ということで、これで取りあえずスケジュール上は除排雪検討会議は終わりなのかなと思いますけれども、取りまとめとなっていますが、提言とか報告とか何かそういうものを市に対して出すとか、

そういうことはないんでしょうか。

○**渡部伸広委員長** 都市整備部理事。

○**土岐政温都市整備部理事** 明後日の第3回の会議がどういう形で終わるかというところになるとは思うんですけども、ちょっとそこは明後日の会議の開催を見守っていくということになると思います。

○**渡部伸広委員長** 赤平委員。

○**赤平勇人委員** 市のサイドから出してということなどは、なかなか言えるものではないと思うんですけども、ただ、せっかくお金をかけて検討会議を開いてきたのですから、ある程度の方向性、改善点などを示すということは、それはそれで大事なのかなと思っておりました。何のために開いてきたのかというのが、やっぱり一つ大事な要素になると思うので。

それからもう1つ、委員からの主な御意見等として、ここで挙げられていますけれども、実際に従事している事業者から、もっとこういうふうにしてほしいとか、そういう意見などはなかったんでしょうか。

○**渡部伸広委員長** 都市整備部理事。

○**土岐政温都市整備部理事** 検討会議の中でも除排雪事業者の代表の方も委員にいますけれども、その方からの御意見は当然、今後の検討課題としては……

○**渡部伸広委員長** 赤平委員。

○**赤平勇人委員** どういう意見とか具体的に何か。

○**渡部伸広委員長** 都市整備部理事。

○**土岐政温都市整備部理事** まず、第1回の会議での除排雪事業者の代表の方からの意見としましては、近年の雪は水分を含んだ除排雪には厄介な雪の質となっているように感じる、救急車・消防車が通行できる除排雪を行い市民の命を守ることが大事だとか、あと、前回の会議では——ちょっとお待ちください。

○**渡部伸広委員長** 担当課答弁できますか。道路維持課雪対策室長。

○**福永宏治道路維持課雪対策室長** 道路維持課雪対策室長の福永です。

第2回で東青除排雪協会の会長からは、市が持っている雪に関するデータや情報などをもっと市民に幅広く周知する必要があって、共通認識を振り返ることが第一歩になるのではないかという意見をいただきました。

以上です。

○**渡部伸広委員長** 赤平委員。

○**赤平勇人委員** あまりこう、具体的に——例えば、指令の仕方がどうだったのかとか、今は、そういうところまで踏み込んだような意見はなかったような、印象かなだと思いますけれども。

いずれにしても、今冬また同じような豪雪などになったときに、ある程度こういう除排雪検討会議などを開いてきて、除排雪の仕方が少しでも変わり始めたなと思うかどうかは、すごく大事なポイントだと思うんです。それは白書の関わりでも

大事なことだと思うので、これ以上は言いませんけれども、まずそこはよく受け止めさせていただくことが必要かなと思います。

それからもう1つ、これは要望ですけれども、10月頃に予定されている、いわゆる町会との説明会の場をこれから聞くと思うんですけれども、町会の人たちの意見をしっかりと聞くということも、今まで以上に位置づけてほしいなと思うんです。

やっぱり、その地域地域で持っている課題だとか、除排雪の仕方がこうだった、ああだったとか、いろいろ持っていると思うんですよね。そういうことを言える場はなかなかなかつたと思うので、より丁寧に——除排雪実施計画をただ説明するだけじゃなく、どうだったのかということをしっかりと聞いていただけるような場にもしていただきたいなと、これは要望して終わります。

○渡部伸広委員長 ほかに発言はありませんか。工藤委員。

○工藤健委員 第3回の検討会議は、あさってですけれども、第2回の検討会議の概要はいつ出るんですか。

○渡部伸広委員長 都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 あさってには公表する予定としております。

〔工藤健委員「分かりました」と呼ぶ〕

○渡部伸広委員長 ほかに発言はありませんか。中村委員。

○中村美津緒委員 私も今、工藤委員と同じ質疑内容だったんですけども、まず概要が欲しいというのと、先ほど赤平委員が、あまり厳しいことは言いませんけれどもという話だったんですが、検討委員会の御意見等の中身に対して、ちょっと精神論的な中身にしか伝わらなくてですね。特に3番目の「将来を担っていく子供たちがボランティアに目覚めて雪片付けを一生懸命手伝ってもらえるような子供を育っていくことが、力を合わせて雪と向き合う要素になるのではないか」という、この文言が、どうやったら、これから本市の豪雪に向き合っていく——除排雪体制にどう変わっていくのかなと思って、非常に不思議でしようがない内容であります、ちゃんと議会でも取り上げられた内容だとか、どうやったら除排雪がよくなるかというのをもうちょっと詳しく、この検討委員会でも取り上げてほしいなと思って、要望して終わりたいと思います。

以上です。

○渡部伸広委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 なければ、質疑はこれにて終了します。

この際、ほかに理事者側から報告事項などはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 そのほか、委員の皆さんから、御意見等ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の協議会を閉会いたします。

( 会 議 終 了 )